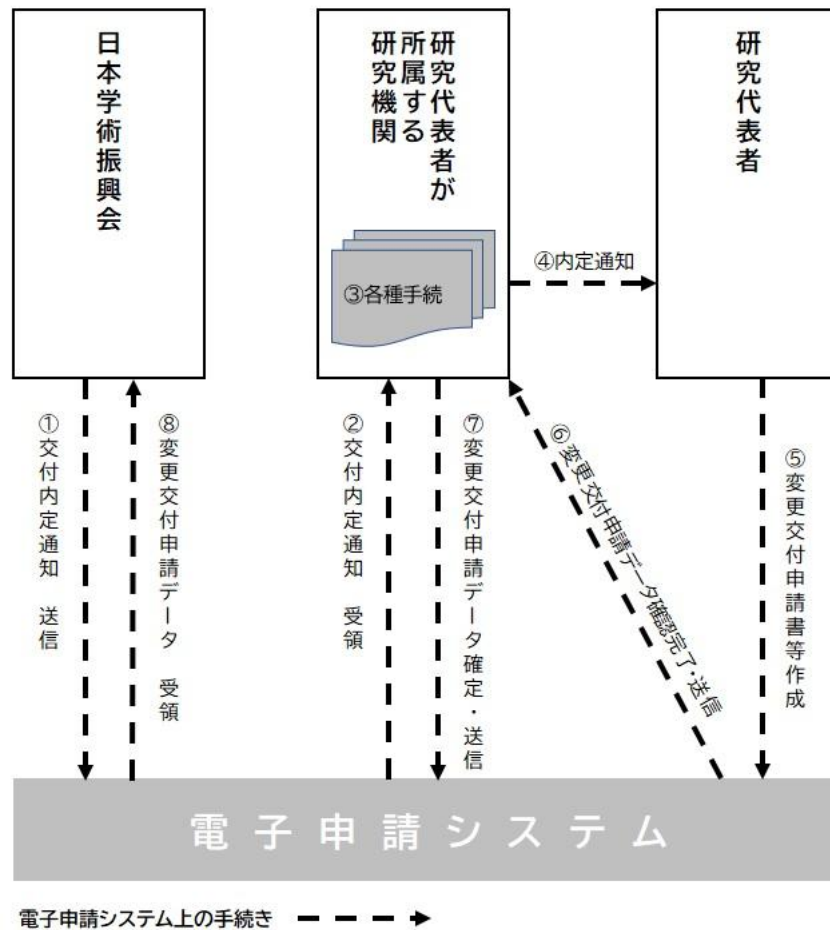


「基盤研究(C)」及び「若手研究」における独立基盤形成支援(試行)
 変更交付申請手続きについて(研究代表者向け)

I. 手続きの流れ(フロー図)



II. 研究代表者が行う手続き

資料：研究者向け操作手引
 (<https://www-shinsei.jps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka.html#tebiki2>
 で公開中)

④ 内定通知

所属する研究機関から内定通知の連絡があります。交付内定通知にある交付条件等を確認の上、科研費の変更交付を希望する場合には、変更交付申請手続きを行ってください。

⑤ 変更交付申請書等作成

- e-Rad の ID・PW により、電子申請システムにログインし、変更交付申請書等の作成を行ってください。e-Rad の ID・PW については、所属する研究機関へご確認ください。

※ 研究代表者の情報は、e-Rad の研究者情報をもとに自動表示されます。
e-Rad の研究者情報が最新のものに更新されていない場合は、最新のものに更新してください。

- 変更交付申請書・支払請求書の作成前に他の様式の作成ボタンを押されている場合には、書類の作成が行えない場合があります。
- 研究分担者が、機関変更等に伴い科研費応募資格を喪失している場合には、変更交付申請書等が作成できない場合があります。変更交付申請書等の提出締切日前に、別に F-9-1 を作成・申請していただくなど手続きの必要が生じることとなりますのでご注意ください。

⑥ 変更交付申請データ確認完了・送信

- ・確認用の PDF ファイルで確認後、問題がなければ「確認完了・送信」を行ってください。
- ・確認完了・送信後に修正したい場合は、所属研究機関に差し戻しを依頼してください。